

平成22年4月1日から雇用保険制度が変わりました！

* 非正規労働者の方の雇用保険の適用範囲の拡大 (平成22年4月1日施行)

◇ 短時間就労者の方、派遣労働者の方の雇用保険の適用範囲を以下のとおり拡大しました。

- 【旧】 ○ **6ヶ月以上**の雇用見込みがあること
○ 1週間の所定労働時間が**20時間以上**であること

- 【新】 ○ **31日以上**の雇用見込みがあること
○ 1週間の所定労働時間が**20時間以上**であること

- 「**31日以上**の雇用見込みがあること」とは…
・ **31日以上雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当することとなります。**

- ※ 適用基準を満たす労働者を雇い入れた場合には、公共職業安定所に対して雇い入れた日の属する月の翌月10日までに、雇用保険被保険者資格取得届を提出することが義務づけられています。
- ※ 現在雇用している労働者の方も含め、4月1日以降新たに適用基準に該当することとなった場合には、公共職業安定所へ雇用保険被保険者資格取得届を提出していただくようお願いします。
- ※ 雇用保険に加入した場合には、公共職業安定所から事業主を通じて雇用保険被保険者証等を交付することとしています。 事業主の皆さまは、「雇用保険被保険者証」及び「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」を確実に本人に渡していただきますようお願いします。

平成22年4月より、以下のとおり雇用保険の保険率が改定されました。

事業内容	一般の事業	農林水産・清酒製造の事業	建設の事業
保険料率	15.5/1000	17.5/1000	18.5/1000
内事業主負担分	9.5/1000	10.5/1000	11.5/1000
内被保険者負担分	6/1000	7/1000	7/1000

詳しい改正内容などについては、最寄りの公共職業安定所(ハローワーク)におたずね下さい。
また、改正内容については、厚生労働省ホームページにおいても確認ができます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken.html>

